

世田谷区告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年2月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1

2 変更の区間

- (1) 世田谷区若林三丁目231番22の内
- (2) 世田谷区若林三丁目231番22の内から231番20まで

3 変更の区域

- (1) 延長 7.07メートル
幅員 1.06メートルから1.07メートルまで
面積 7.66平方メートル
- (2) 延長 18.21メートル
幅員 0.93メートルから1.21メートルまで
面積 22.58平方メートル

案 内 図

特別区道路線の区域編入部分(区域決定)

街区

若林三丁目25番

